

Title	新出太平記二種覚書：日置孤白軒書写本と益田兼治書写本と
Sub Title	New MSS. of the Taiheiki
Author	長谷川, 端(Hasegawa, Tadashi)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1989
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.55, (1989. 3) ,p.119- 143
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	西村享教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00550001-0119">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00550001-0119</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 新出太平記二種覚書

——日置孤白軒書写本と益田兼治書写本と——

長 谷 川 端

### 一

ここに紹介する新出太平記二種は、ともに近年市場に出たものであり、元和四年日置孤白軒書写本は中京大学図書館の、天正七年益田兼治書写本は国学院大学図書館の蔵するところとなった。

日置孤白軒書写本(以下日置本という)の書誌を簡単に記すと、次のようである。

- ① 表紙 茶褐色厚表紙 縦二六・七糎 横二〇・三糎。  
題簽 茶色無地。縦一四・〇糎 横二・八糎 「太平記卷第幾幾」(「太平記卷卅九四十終」)
- ② 内題 「太平記卷第幾」
- ③ 見返・扉等 本文共紙 各冊の前後に遊紙一枚
- ④ 本文料紙・装丁 楮紙袋綴 全面裏打

⑤ 一行行数・字詰等 一面十行漢字片カナ交り、一行約24・25字。字面高さ二三糎。一筆書写、朱点・朱引あり。墨および朱による附訓多し。

⑥ 尾題 「太平記卷第幾」(「太平記卷第四十終」)

⑦ 冊数 二十冊(目録・卷第一・二が第一冊。以下二卷一冊)

⑧ 奥書・識語 卷第四十の卷末に次の通り。

此一部五十二天之星霜ヲ戴書写之訖。悪毫ト云ノ老眼ト云一トノ可叶様無之。然共数十年來異本及二ノ十部見ニ之誤所多。有先達争有如此乎。可謂書写ノ転伝之所為歟。今以教部集書ニ之諸本誤所其一ノ冊々々ノ奥ニ以細字理ヲ記ス。予未練短智ニノ如何ノナレ共其眼に見出ス所如斯。(句点は私に付した)

越前敦賀沓見住人日置孤白軒

久栖叟(花押)

干時元和四年无射上旬

この奥書並びに識語によれば、本書は五十二歳の、敦賀沓見(現在敦賀市金山)の住人「日置孤白軒」によって、元和四年九月に書写の功を終えたものと知れる。「諸本の誤れる所、其一冊々々の奥に細字を以て理を記す」とある通り、以下のような覚書を記している。

① 卷第三の卷末に

安居法印澄俊(イ)ヲ此卷ニ書支悪也。其子細ハ二ノ卷ニ浄林房阿闍梨(ママ)毫(マ)著カ生捕テ六波羅へ出シタルニ又此本ニ生捕

太平記卷第一

家駒探史之變化家安禿之末也覆與芥天  
德必明君在勢之得國家載之東地道也良臣則  
之子社稷存君德缺則雖有德不將所謂良樂  
非南與幾付敗彼野其通達則雖有職不父曾  
聽之向刑取陽祿山之鳳翔是以前雖順而得憲法  
於將來後昆顧而不取載於既淫乎

後之承朝今皇始了神武天皇三十九年於帝名醍醐  
天皇御宇高皇武臣相模音年高時下書了此指  
上來名之德下生臣之礼從是四海大乱了日子未安

此那五年三天之皇朝載書以之語感是云  
老眼云云可此操中一經六中身年未業年及二  
十於其之誤所多有先達幸有規此半可謂書信  
野信云所為欲令必載於策中一於未誤所其二  
冊云之與以細字理之記云云未據經者如何  
乙丑年眼身出云所世新

射制發管管見後日置孤島

神蓋

丁卯九月四年丙射上白

ノ内ニ書タル夏大ニ悪。落ルカト思諸本印本ニアレハトテ書入ル、夏努々有マシキナリ。此一部諸本吟味ノ上ヲ以テ只今書写也。予今迄ノ間ニ替タル本二十部ニ及。見トヲシ(マコ)雖書入愚意短智ニ而争カ玉ヲ拾夏アランヤ。誤猶々。併其一冊々々ノ奥ニ心シルシニ如此。(句点は私に付した。以下同じ。)

② 卷第四の卷末に

呉国ノ使越国へ来テ西施カ事ヲ云ニ越王会ケイノ時一言ノ約束アリト印本其外諸本ニアリ。其ハサモコソ有ラメ共ソレニテハ此本ノカンナシ。使ノ時越王行アタリ不思夏ト云ヲカンジントス。書落スカトテ書入ル、夏努々有マシキナリ。

③ 卷第六の卷末に

大仏奥州上洛ノ夏此卷ニ書夏誤也。落ルカト思書入夏アルマシキ也。十卷メニテカテン可行者也。又年号ニ付テ人不可立。元弘ハ元年ニシテ正慶ニ移ルニ元弘三年トアルハ如何ソ。后醍醐天皇元弘ニ隱岐へ遷サレ給テ光嚴院御即位ニテ正慶ニナサル。然ハ先帝ノ方ニハ元弘ノ年号ヲ三年迄用当今ノ方ハ正慶ヲ用フ。年代記ニ相違ト人可思。此末ニモ都ノ年号ト吉野ノ年号トニ分レテアルソ。爰ニ夏ヲ分ニヨツテ末ニハ不云ソ。但南朝ノ年号ニ正平ハ七年マテ有レ共年代記ニハノラサル也。都ノ王ニテ无ニヨツテ也。

④ 卷第七の卷末に

諸本アヤマル夏大塔宮ノ御命ニ村上カ名乗処ニ第二ノ皇子ト云ハ悪シ。第三ノ皇子トアル吉。第一ハ中務卿親王第二ハ妙法院尊澄法親王第三大塔ニ品親王。又大仏奥州ノ夏六卷目ニモ此卷ニモアル本悪。諸本ニ有大ニ誤。十卷目鎌倉ニテ死スルニヨツテ也。金剛山寄手不引内ナレハ也。然ハ此本大仏奥州事書落タリト思テ諸本ニアレハトテ書入ル夏

不可有。又塩治判官カ富士名判官取籠テ置タル(2)ト大略ノ本ニアリ。是又落タリトテ其段書入吏アルマシキ也。

⑤ 卷第九の卷末に

相摸入道殿ヨリ足利殿へ白簾(3)被渡由大略ノ本ニ在之。併有ヲ悪トス。落ルカト思書入吏アルマシキナリ。又名越尾張守ノ太刀鬼丸トアリ。鬼丸鬼切ノ太刀ハ子細カアルソ。名越殿ニハ无之ソ。相摸入道ノ代々重宝ノ太刀ソ。末ノ文段ニ詳也。鬼切ノ事无之ト思書入吏努ク不叶也。

⑥ 卷第十の卷末に

新田太郎義貞去三月十一日先朝ヨリ綸旨ヲ被成タリケレハ千劍破ヨリ虚病ノ本国へ被帰トアリ。先朝へノ綸旨ノ沙汰前ノ文段ニ不見。大塔宮ノ令旨ニ綸旨ノ文章ニ被遊タリ。其ヲ爰ニテ綸旨ト云カ不審也。併大塔宮ヨリ被成ハ二月十一日也。此卷ノ宣旨ハ三月十一日トアレハ大塔宮ヨリ後ニ船上へ綸旨ヲ被申歟。サモ有ヌヘシ、カヤウノ吏ハ只書面ニマカセテ可置。不及改。又余ノ本ニ曾我奥太郎トアルモアリ嶋津四郎(4)共アリ。イツレカイカン。此本書ニ任如此写也。此類末ノ本ニモアリ。又云曾我奥太郎ト云吏十三卷ノ末京勢ノ内ニアリ。

⑦ 卷第十六の卷末に

十五卷迄ハ卷諸本同。此卷ヨリ不同。其何シナレハ廿二ノ卷メ闕卷也。依之跡先クリ越シクリヨセノ四十卷トナスニ依也。昔ヨリ其マ、ノ本ニハ廿二卷メ一冊无之。此本モ其マ、ノ本ニアラス。後先ト互合タル也。又不審立ル人アツテ廿二卷メ无ト云ハ何ヲ以云ト云人可有。其不審ノ所スヘノ卷ニテ可明。

多々良浜ノ合戦ノ時大高重成不覚ノ様ニ書本アリ。昔ヨリアルモ有モアリ。然共不覚ノ様ナルヲ悪シトス。昔越前朝倉義景御前ニテセンサクアリテ无ヲ尤ト被定歟。印本ニアレハトテ書入ル、吏有間敷也。

⑧ 卷第十九の卷末に

諸本ニ春宮ヲ小船ニ乗奉大宮司太郎カ卅余町海上ヲ游テ蕪木ノ浦へ著奉トアリ。大ナル誤也。敦賀ヨリ蕪木ノ浦へハ海上十里余也。赤崎へ卅余町也。又金前ト云サキノ字諸本ニ大略崎此字書悪シ。前此字吉也。則寺号ヲ金前寺ト云。

⑨ 卷第廿三の卷末に

道蒼流罪ノ所ニ山門之歎状アル本（シ）モアリ。又无キモアリ。但无本可然カト云。是又非不見付。

⑩ 卷第廿四の卷末に

此本廿三卷メ也。跡十六卷メニ云カ如廿二卷メ一冊闕卷ナレハ十六卷メヨリ末ハ取コシ取ノヘノ四十卷トス。廿二卷メ无ト云ハ何ヲ以テ云ト又云人アラン。脇屋刑部卿義助吉野殿へ被参タリシ時一級ヲ進メラレシ時洞院実世卿殿上ノ上口ニテ義助朝臣ヲ譏ラレシニ義助越前ノ合戦ニ打負テ美濃国へ落ヌ。其国ヲサへ追落レテ身ノ置処ナキマ、ニ当山へ参ケルヲ君御賞翫有テ官祿共ニ重セラルト被云タルニテアラハナリ。越前黒丸城ニ被籠タル高経ヲ義助攻落シ玉テ後將軍ヨリ大勢打手ヲ被向シ人数ハ有テ合戦不見。是廿二卷ニ可有也。此本ノ前ト見ヘタリ。去ハ廿二卷ハ何トノ失タリケン。天下无之。

高土佐守カ女房ヲ源氏物語ヲ引テ云ニ雨夜ノ物語ニ頭中将ノ指ヲクヒ切ト諸本ニ大方見ヘタリ。誤也。頭中将ニ非ス。右馬頭也。余本ニ頭中将ト有ハトテ此本ナラスヘカラス。

⑪ 卷第廿五の卷末に

異本此卷ノ次第皆以テ前後ス。正成カ怨靈ヲ跡ニ書テ義助ノ死去更先ニアリ。次第不吟味ナリ。正成カ怨靈ハ四月ニテ五月三日ヨリ大般若ヲ読スル。般若ノ功德ニヨリ五月四日ヨリ義助病ニ侵レテ七日ノ内ニ死去。又瀬田城大館ヲ攻

落叟九月ナレハ前に可有之不寄思。此本ノ次第印本又ハ諸本相違イカント見シ時ノ為ニ如此。

⑫ 卷第廿六の卷末に

天竜寺供養ノ段ニ此本ヨリクトキ本⑥アリ。武家公家ノフセ奉行色々ノ叟アリシ本モアリ。又此筋ノ本モアリ。併物アサニテ此筋可然歟。今予非□意前々センサクアレハ也。叟クトク有本見付サルニハ非ス。又クトキ本悪キト云カツテ非ス。

⑬ 卷第廿七の卷末に

此卷ニ師直カ命ニ替タル長井修理亮トアリ。異本ニハ上山六郎左衛門ト有モアリ。何レヲカ吉トセンヤ。但上山モ長井モ可ニテアルヤ。其本々ニ任テ可置。然ハ高德ヲ和田佐々木児鳴今木備後三郎ト云ヤウナル類ニモアラシカ。

⑭ 卷第廿三の卷末に

此卷ニ印本其外ノ本ニ新田左衛佐義興ヲ家嫡、二男義宗トアリ。非也。此次ノ本ニアラハ也。

⑮ 卷第廿七の卷末に

仁木京兆吉野殿へ降参ノ時大臣議定ノタトヘニ義詮朝臣ハ不入カ能也。和睦一端也ト云共先吉野殿ヨリ御破有故也。印本ニ有テ余本ニ稀ナリ。但无ヲ尤トス。

以上十五箇所の覚書はその一つ一つが非常に興味のある記述であり、孤白軒の太平記書写を行う上での真摯な態度がにじみ出ている。一卷ごとの系統分類は後日を期すことにして、大まかな特徴を報告しておきたい。

まず、第一に、孤白軒が右の⑦、つまり卷十六の卷末で記述している内容を整理すると、次のようになる。

(1) 太平記諸本は卷十五までは卷の分け方は変わらないが、卷十六から変ること。



(2) その理由は、元来卷二十二は闕卷であり、「昔ヨリ其マ、ノ本」は卷二十二を持たないが、本書の如く「其マ、」でない本は「跡先クリ越シクリヨセ」て四十卷本としているので、卷二十二が存在すること。

(3) 多々良浜合戦の大高重成不覚の記事は諸本によって有無があるが、ない方がよいこと。この記事が印本に存在するからといって書き入れてはならないこと。

孤白軒はここと関連させて卷二十四の卷末で、①本書の卷二十四は他本の卷二十三に相当すること、②闕卷である卷二十二には本来脇屋義助の越前合戦が語られていたことを述べている。

卷十六は流布本というならば、足利尊氏の筑紫落ち、多々良浜合戦での勝利から海陸両路を使つての大軍による東進と湊川合戦による楠正成兄弟の討死、後醍醐天皇の山門臨幸さらに正成の首を故郷に送ること、までである。かつて触れたことがあるが、諸本間の卷十六の範囲はその差が大きく、さらに記事の有無・繁簡に関しても異同が甚だしい。そこで、標準的テキストとして玄玖本を選び、その卷十五・十六および卷十七の冒頭部分の章段名を記して諸本間の違いを示したい。

〈表 一〉

玄玖本の目次	
三井寺取陣之事 付三摩耶戒壇之事	A
15	B
15	C
15	D
15	
奥勢著坂本之事	

卷十五

三井寺合戰之事 付当寺推鐘之事

正月十六日京戰之事

正月廿七日京戰之事

將軍都落之事 付藥師丸歸京之事

接津合戰之事

主上還幸之事 付賀茂神主改補之事

棟堅奉入將軍之事

小式菊池合戰之事 付宗応藏主之事

多々良浜合戰之事 付高駿河守異見之事

西国蜂起官軍進發之事

児嶋三郎熊山拳旗之事 付船坂没落之事

尊氏卿上洛之事 付同御瑞夢之事

福山城没落之事

新田義貞兵庫取陣之事 付楠遺言之事

海陸二勢寄兵庫之事 付本間遠矢之事

経嶋合戰之事 付正成自害之事

湊川合戰之事 付主上都落并持明院殿之事

16

16

17 16 17

16

17

16

玄玖本の目次

將軍入洛之事 付日本開關之事并藤原千方之事	
正成頸送故郷之事	
山責之事 付日吉神託之事	17
初度京戰之事	17
	18
	18

右の表に明らかかなように、卷十六をその構成から次のように分類することができる。

A 尊氏の上洛から、武家方による湊川合戦の勝利までを扱うテキスト——神田本、西源院本、玄玖本の類・南都本の類、梵舜本

B 尊氏の筑紫没落からはじめて、A全部を扱うテキスト——米沢本、今川家本、毛利家本、天正本の類、吉川家本、流布本

C 官方が勝利をおさめた前年正月二十七日の京軍から、卷十六の船坂合戦まで、あるいは備中福山合戦までを扱うテキスト——京大本、豪精本、釜田本

D 尊氏の筑紫没落から、湊川合戦の直前、新田義貞の兵庫到着までを扱うテキスト——日置本

これら四種類のテキストの編集意図を考えると次のようにならうか。まず、Aの卷十五は京軍を中心として構成され、武家方にとっては京軍での敗北、尊氏の都落ち、筑紫での死を決意しての合戦という、いわば苦難の時期であっ

たが、巻十六はそれまでと対照的に、武家方の大躍進、押せ押せムードの中での湊川合戦の勝利そして尊氏の入洛を語るというように、やや武家方寄りの視点に立っていることが首肯される。これに対してBは、巻十五を「園城寺戒壇事」から始めて「主上自山門還幸事」「賀茂神主改補事」までとして、力点を官方に移した構成を見せている。従って、「將軍筑紫御開事」「小式与菊池合戦事付宗応藏主事」(流布本の章段名)という尊氏筑紫没落後の二章段は巻十六の冒頭に移されている。このBグループに属するテキストを詞章の面から見ると、冒頭部分を改変せずにその位置だけ巻十五から巻十六へと移した米沢本のごときものと、「建武三年二月八日、將軍ハ兵庫ノ奥ノ御堂ニテ、佐竹刑部大輔義敦ヲ召レテ、東國ノ事心元ナク覺ユレハ、急キ馳下テ義兵ヲ揚ケ、御方ノ機ヲ失ハヌ様ニ相計ヘシトテ、武略ノ為ニ販サル」のように、新たな巻の冒頭らしく詞章に月日を入れるなどの改変を施している今川家本のごときテキストもある。さらにCのグループは、宮方の合戦に中心をおいて巻十六を構成するために、勝ったり負けたりの正月十六日の京合戦でなく、その後の宮方が大勝利を収めた正月二十七の京合戦から巻十六を始めている。即ちBグループによる巻十六の始まりを数章段溯らせたものである。Cのテキストは、巻十七の巻頭を「しやうぐんつくしより御上らくの事」から始め、義貞の兵庫到着、そして湊川合戦へスムーズに繋げるためにか、宮方の大江田氏経の福山・三石での合戦は順序を逆にして巻十六の末尾に廻している。巻十七を「かうのぶぜんのかみさんもんをいいていけどらるゝ事」(京大本による)で終るのも、意識的な操作ではなからうか。

さて、Dであるが、現在までのところ、日置本と同じ巻の分け方をしていない。BとCの混合テキストと言つてよいであろう。巻十六を「福山城没落之事」で終りながら、その前章段の「尊氏卿上洛之事付同御瑞夢之事」(玄玖本による)を巻十七の巻頭に廻すという不自然なCグループの操作はこれを採らず、「新田殿被引退兵庫吏」で巻

十六を終え、「正成下向兵庫夏」（日置本による）で巻十七を始めている。日置本に独自のこの巻の分け方は、孤白軒の書写方針からするならば、彼が親本に異を立てて変更したとは考えられない。とすると、日置本の親本は正成に焦点をあてるために「正成下向兵庫夏」から巻十七を始めているのであろうか。そしてこのことは北陸における太平記読みと何らかの関連を持っているのであろうか。

二

日置本と玄玖本との巻の分け方および記事の配列の最初の大きな違いは、右に見た通り玄玖本の巻十五・十六・十七の三巻を日置本では巻十五―十八の四巻に分割したことであった。次に、玄玖本の巻十八を日置本では巻十九・二十に分割していることが注目されるが、記事の配列は同一である。さらに、玄玖本の二十八・二十九の二巻を日置本では分割の異なる巻二十九・三十とし、また、玄玖本の巻三十六―四十の五巻分を日置本では巻三十七―四十の四巻に分割しているが、いずれも、左の表に見るように記事配列に関しては異同はない。

〈表 二〉

	玄 玖 本		日 置 本
① 先帝吉野潜幸之事 ……		卷十九	① 前帝吉野潜幸夏 ……

卷二十九	卷二十八	卷十八
<p>④ 越後守師泰自石引退之事 付道中国、御敵蜂起之事</p> <p>③ 將軍親子御退失之事 付井原石室之事</p> <p>② 將軍親子御上洛之事 付阿保秋山河原合戰之事</p> <p>① 義詮下国桃井入京之事</p>	<p>⑦ 項羽高祖之事</p> <p>⑥ 惠源南方合体之事</p> <p>⑤ 錦小路殿逐電之事</p> <p>① 義詮世務之事</p>	<p>⑧ 春宮還幸之事</p> <p>⑨ 一宮御息所之事</p> <p>⑩ 義頭首渡大道之事</p> <p>⑪ 比叡山開關之事</p>
十	卷二十九	卷二十
<p>① 越後守師泰自石見引返事</p>	<p>⑨ 將軍父子京都御退失事 付井原石窟事</p> <p>⑧ 將軍上洛事 付阿保秋山河原軍事</p> <p>⑦ 官方京攻事</p> <p>⑥ 惠源禪菴南方御合躰事 付高祖項羽合戰</p> <p>⑤ 惠源禪菴沒落事</p> <p>① 義詮朝臣御政務事</p>	<p>⑨ 春宮還幸事</p> <p>① 一宮御息所事</p> <p>② 義頭頸事</p> <p>③ 比叡山開關事</p>

卷三十七	卷三十六			玄 玖 本
⑤ 畠山入道謀叛之事 <small>付楊國忠之事</small> ② 清氏渡「四国」之事 ① 主上還幸之事	⑪ 將軍埴洛宮方没落之事 ⑩ 南軍埴洛宮方没落之事 ⑨ 畠山入道「誓没落」之事 ② 諸國怪異之事 ① 仁木京兆宮方降參之事 <small>付大神宮御託宣之事</small>	⑩ 師直兄弟与力被討之事 <small>付仁氣血氣勇者之事</small>		
卷三十八		卷三十七	卷三	日 置 本
⑧ 畠山入道々々誓謀叛之支 ④ 相州渡四国支 ③ 持明院新帝自江州還幸支 ② 南方官軍落都支 ① 細川清氏楠正儀寄京都支		⑩ 畠山落鎌倉支 ② 大地震之支 ① 仁木京兆參吉野支	④ 播州小清水軍支	

<p style="text-align: center;">卷三十九</p> <p>⑥ 諸大名讒道朝之事 付道朝北国下向之事</p> <p>⑤ 神木入洛之事 付洛中變異之事</p> <p>④ 基氏芳賀合戰之事</p> <p>③ 仁木義長降参之事</p> <p>② 山名京兆降参之事</p> <p>① 大内介降参之事</p>	<p style="text-align: center;">卷三十八</p> <p>⑧ 年号改元之事 付大元軍之事</p> <p>⑦ 接津合戰之事</p> <p>⑥ 相模守清氏討死之事 付西長尾城落之事</p> <p>① 惡星出現之事 付湖水干上之事</p>
<p>② 諸大名讒道朝禪門之 事</p> <p>① 神木入洛之 事 付洛中變異之 事</p>	<p style="text-align: center;">卷三十九</p> <p>⑨ 揚国忠 之 事</p> <p>⑧ 太元軍之 事</p> <p>⑦ 和田楠与箕浦次郎左衛門 戰 事</p> <p>⑥ 細川相模守討死之 事</p> <p>② 湖水乾之 事</p> <p>① 彗星客星出現之 事</p> <p>⑫ 芳賀兵衛入道奉敵鎌倉殿 之 事</p> <p>⑪ 仁木京兆降参之 事</p> <p>⑩ 山名京兆被参御方 之 事</p> <p>⑨ 大内介降参 之 事</p>



	卷四十
玄 玖 本	<p style="text-align: center;">⑦ 神木帰座之事</p> <p style="text-align: center;">① 高麗人来朝之事 付太元賁日本之事 并神功随三韓之事</p> <p style="text-align: center;">② 光嚴院禪定法皇御立敷之事 付同崩御之事</p> <p style="text-align: center;">③ 中殿震宴再興之事</p> <p style="text-align: center;">④ 左馬頭基氏逝去之事</p> <p style="text-align: center;">⑤ 三井衆徒訴詔之事</p> <p style="text-align: center;">⑥ 最勝講砌喧嘩之事</p> <p style="text-align: center;">⑦ 將軍義詮捐館之事</p> <p style="text-align: center;">⑧ 右馬頭頼之補佐新將軍之事</p>
	卷四十
日 置 本	<p style="text-align: center;">③ 神木御帰座之支</p> <p style="text-align: center;">④ 高麗人来朝之支</p> <p style="text-align: center;">⑤ 太元攻日本支</p> <p style="text-align: center;">⑥ 神功皇后攻新羅給</p> <p style="text-align: center;">⑦ 光嚴院法皇御行脚并崩御之支</p> <p style="text-align: center;">⑧ 中殿御会再興支</p> <p style="text-align: center;">⑨ 鎌倉殿病死支 (章段立てず)</p> <p style="text-align: center;">⑩ 將軍義詮捐館支 (章段立てず)</p> <p style="text-align: center;">⑪ 細川右馬頭頼之自西国上洛支</p>

日置本の卷二十一から卷二十八の八卷は古態本の卷十九から卷二十七までの八卷(卷二十二は闕卷)を単にずらせただけであり、流布本に見られるような卷二十二の立て方とは全く異っている。即ち、流布本の諸本は、夙に鈴木登美恵氏が指摘しておられるように、「古本形の卷二十三、二十四を、卷二十二、二十三にあて、卷二十五を二十四とし、卷二十六、二十七の二卷を、卷二十五、二十六、二十七の三卷に分けるといふ方法」(8)を採っているのである。さらに、卷二十一の終りから卷二十五にかけては章段の配列の順序が鈴木氏の分類による甲類本と流布本を含む乙類本とは大きく異なるけれども、日置本は西源院本や玄玖本の類・南都本の類と全く同じであり、流布本との間には距離がある。

三

益田兼治書写本(以下兼治本という)は、後述するように、吉川家本太平記(9)と密接な関係を有する古写本である。書誌を簡単に記すと、次のようである。

- ① 表紙 原表紙は黄褐色無地。改装表紙は栗色無地。縦二七・〇糎 横二〇・〇糎。  
題簽 「太平記卷第幾」(原題簽のある巻は卷十六・十九・廿四・三十七)
- ② 内題 「太平記卷第幾」
- ③ 見返・扉等 本文共紙
- ④ 本文料紙・装丁 紙袋綴 補修多し。
- ⑤ 一面行数・字詰等 一面八行(但、卷一、卷二十一の二冊のうち流布本系別冊および卷三十七の三冊は九行)漢字片カナ交り、一行約19・20字詰。字面高さ二三糎。朱点・朱引あり。朱による附訓あり。

盤買陳革度

元弘元年<sup>辛未</sup>八月廿七日主上皇<sup>聖德太子</sup>臨革成<sup>本堂</sup>之<sup>皇居</sup>上法<sup>正統</sup>一<sup>百</sup>日<sup>禮</sup>武<sup>成</sup>皇<sup>德</sup>太子<sup>獨</sup>之<sup>宗</sup>九<sup>力</sup>散<sup>力</sup>東<sup>坂</sup>本<sup>合</sup>戰<sup>天</sup>波<sup>屋</sup>勢<sup>抄</sup>須<sup>矣</sup>因<sup>之</sup>當<sup>寺</sup>東<sup>後</sup>始<sup>之</sup>近<sup>園</sup>無<sup>之</sup>難<sup>後</sup>之<sup>馳</sup>未<sup>名</sup>是<sup>其</sup>子<sup>勢</sup>寫<sup>馬</sup>二百<sup>騎</sup>抄<sup>卷</sup>一人<sup>之</sup>未<sup>久</sup>以<sup>勢</sup>皇<sup>在</sup>盤<sup>買</sup>因<sup>行</sup>有<sup>令</sup>上<sup>皇</sup>思<sup>食</sup>願<sup>之</sup>行<sup>加</sup>而<sup>府</sup>有<sup>九</sup>淨<sup>夢</sup>祈<sup>紫</sup>雲<sup>殿</sup>庭<sup>前</sup>覺<sup>上</sup>地<sup>大</sup>常<sup>東</sup>味<sup>之</sup>錄<sup>法</sup>茂<sup>之</sup>南<sup>天</sup>久<sup>行</sup>錄<sup>末</sup>葉<sup>製</sup>其<sup>下</sup>三<sup>公</sup>百<sup>官</sup>位<sup>依</sup>列<sup>階</sup>堂<sup>南</sup>向<sup>上</sup>座<sup>御</sup>座<sup>與</sup>尚<sup>敷</sup>未<sup>坐</sup>之<sup>人</sup>也<sup>主</sup>上<sup>皇</sup>中<sup>誰</sup>之<sup>設</sup>為<sup>座</sup>席<sup>之</sup>下<sup>性</sup>之<sup>思</sup>食<sup>之</sup>喜<sup>結</sup>之<sup>心</sup>非<sup>結</sup>之<sup>心</sup>童<sup>子</sup>三<sup>人</sup>包<sup>籠</sup>之<sup>來</sup>主<sup>上</sup>皇<sup>驚</sup>腕<sup>後</sup>袖<sup>然</sup>王<sup>天</sup>下<sup>間</sup>暫<sup>之</sup>身<sup>隱</sup>几<sup>下</sup>取<sup>之</sup>但<sup>只</sup>是<sup>不</sup>陰<sup>南</sup>之<sup>心</sup>之<sup>席</sup>是<sup>為</sup>儲<sup>之</sup>之<sup>至</sup>展<sup>示</sup>

心以羽通良帝萬意成  
乃寫公事  
寫末  
天正七年<sup>己卯</sup>仲夏吉日  
仲夏吉日

⑥ 尾題 「太平記卷第幾」

⑦ 冊数 二十八冊（存巻は巻一後半より巻二十九および巻三十七。うち、巻二、十、十三を欠き、巻二十一は二部あり。）

⑧ 奥書・識語 卷第三に

以口羽通良本藤兼被成／御写候。其御本申請書／写畢 （句点は私に付した）

天正七年卯仲夏吉日兼治

とあり、巻一、巻二十一別冊、巻二十五、および巻三十七は奥書を欠く。（猶、この奥書の「神夏」を「土夏」とするもの——巻十四、二十五、二十六——と、「初夏」とするもの——巻二十四、二十五、二十六——とがある。）

奥書を欠く四巻のうち巻一、巻二十一別冊および巻三十七は他の巻とは異筆であり、字面の高さも他の二十五冊がすべて二三種であるのに、巻一と巻三十七とは二一種、巻二十一別冊は二〇・五種である。一面の行数は他二十五冊に比べて一行多い九行本である。

巻一は「土岐謀叛事」（吉川家本による）の途中まで欠き、次の無礼講の部分からが存する。

交会遊<sup>イソ</sup>飲ノ躰、見聞耳目ヲ驚セリ、献盃<sup>ケンハイ</sup>ノ次第、／上下ヲ云ス、男ハ烏帽子ヲ解テ髻<sup>モトリ</sup>ヲ放チ、法師ハ／衣ヲ不着シテ白衣、年十七ハナル女ノ、ミメカタチ優<sup>ユウ</sup>ニ、膚<sup>ハダ</sup>殊ニ清ラカナルヲ、廿余人、編<sup>ヒト</sup> 单斗<sup>ヒト</sup>／ヲキセテ、酌<sup>シヤク</sup>ヲトラセタレハ、雪ノ膚<sup>スベキ</sup>透過<sup>スベキ</sup>テ、大掖<sup>オホキ</sup>ノ／芙蓉、新ニ水ヲ出タルニ異<sup>コト</sup>ナラス、山海ノ珍物ヲ尽シ、／旨酒泉ノ如ニ澁<sup>ツツ</sup>テ、遊<sup>アソビ</sup>戯<sup>ヒカワフ</sup>レ舞哥<sup>マカ</sup>フ、其間<sup>ニハ</sup>、○<sup>東夷ヲ</sup>亡スヘキ企ノ外ハ他事ナシ

続いて、「昌黎フン文集フン事シ玄ヘン法ホウ印イン」「土岐多治見討死事」「資朝俊基囚事」「主上御告文被下カガモシ関東事」の章段がある。卷末は「……資朝ハ死罪一等ヲ宥ナゲメラレテ佐渡国ヘソ流レケル」であり、特異な疵腹為頼記事を有する吉川家本とは記事構成・詞章を異にし、流布本系本文となっている。

次に、卷二十一別冊の目次は次の通りである。

天下時勢粧シ事コト

佐々木佐渡判官入道流刑事

法勝寺塔炎上事

先帝崩御事

南帝御受禪事

官軍於北国蜂起事

尾張守高経黒丸城被引退之支

塩治判官高貞讒死事

この卷二十一別冊の本文は流布本系のものである。最終章段の墨付一丁が欠けている。即ち、「……山名我身ハ馬ヨリ下、若党ヲ四五騎返キカスメ、何支ソアレ聞テ念イッキ馳帰ハセカスレトソ下知シケル、五騎ノ兵共誠マコト」までで、以下欠となっている。また、卷三十七の目次は、

持明院新帝自シ江州還幸事

細川相摸守清氏渡四国事

可立大將吏

尾張左衛門佐氏頼出家事

身子ジシシヨウモクシ声聞退菩薩行事

一角仙人事

志賀寺上人事

畠山入道々誓謀叛事

楊国忠吏

付安祿山楊貴妃吏

であり、記事の範囲は古態本のそれと同一であるが、記事内容が吉川家本とどこまで一致するかについては、今詳かにすることができない。猶、本巻最終丁才に「此歌新古今十戒ノ内」と題して次のようにある。

サラヌタニ重キカ上ノ小夜衣我妻ナカラヌツマナカサネソ

五月雨ニ沼ノマコモノ乱レアヒテ何レアヤメト引ソ煩フ

カヘスサヘ手ニフレケリト思レテ我文ナカラウチモ置レス

初春ノ初ネノ今日ノ玉帚手ニトルカラニユラク玉ノ緒

極楽ノ玉ノ台ノ蓮葉ニ我ワイサナエユラク玉ノ緒

ヨシサラハ真ノ道ノ知ヘシテ我ワイサナエユラク玉ノ緒

干時寛永拾五二月吉日

前三首は卷二十一「塩治判官高貞讒死事」に出てくる歌であり、「サナキタニ」の歌は作中人物薬師寺公義が「新古今、十戒ノ歌ニ」として引くものである。また、「初春ノ」と「極楽ノ」の歌は卷三十七「志賀寺上人吏」中の歌である。

〈表三〉

吉川家本	兼治本
一、笠置臨幸之支	同上
一、笠置軍之事	笠置軍事
一、陶山小見山夜討之事	同上
一、赤坂軍之事	同上
一、桜山四郎入道自害之事	桜山之事
一、関東両使上洛之支	同上

右に記した三巻を除く二十五巻は、少くとも目次に関しては、吉川家本のそれと非常に近い関係にある。例えば巻三は〈表三〉のようである。

異同の大きい巻二十一、二十二、二十三、二十四の場合でも両者の目次は全く同一であり、その関係の深さを推測させる。巻二十六「四条棧敷倒支付清水寺炎上事」の「田楽棧敷倒壊すること」の項には、現在までのところ、吉川家本と兼治本とにのみ見出せる、次の狂歌がある。

吉川家本 高棧敷あかりてみれば煙立茶毗の烟ハにきハひにけり  
兼治本 高棧敷のほりて見れば煙たつ茶毗の烟ハ賑にけり

この歌は、もちろん、新古今集巻七賀歌の冒頭歌である仁徳天皇御製として出る「たかき屋にのぼりてみれば煙立つたみのかまどはにぎはひにけり」のパロディであるが、兼治本の「烟」から吉川家本の「烟」が出てくるであろうか。

「茶毗のカマト」とは言い難いように思われるが、いかがであろうか。吉川家本の「烟」が読めずに「烟」と書写してしまい——直接的関係かどうかは分らないが——、後人がそれに「カマト」と訓みをつけた可能性がある。また、巻二十七「三条殿欲討師直支」の「上杉重能・畠山直宗の死と上杉妻女出家のこと」の項に見える、上杉妻女の歌二首のうちの後者は次のようである。

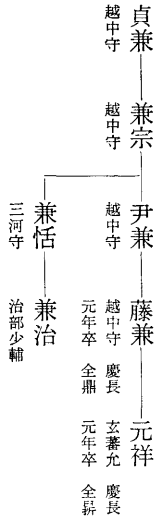
吉川家本 思きやこし路に消し夕煙宮この空に又たゝむとは

兼治本 思きや心に消し夕煙宮この空に又たゝむとは

越後歎

兼治本では「心に」の「心」をミセケチにして「越後歎」としている。上杉妻女の歌二首はこの兩本の他に、今川家本、毛利家本にも載せている。

ところで、兼治本奥書によれば、(益田)兼治が書写した(益田)藤兼書写本は、口羽通良くろはみちよし所藏本を書写したものである。益田氏は石見国の在庁官人系の旧族御神本氏の惣領家で、美濃郡益田荘(現在益田市内)を本領とした。物領であった藤兼は、弘治三年(一五五七)二十九歳の時、石見国に出兵した吉川元春を通じて毛利氏に降伏し、元就は津和野の吉見氏牽制の必要もあって、益田氏の旧領を安堵したまま藤兼の降伏を許した。藤兼の嫡子元祥は吉川元春の娘を娶っている。藤兼と兼治は次の系図に見られるように従兄の間柄である(10)。



口羽通良について、『戦国大名家臣団事典 西国篇』は次のように記述する。

志道元良の次男で、毛利氏の執権職であった兄広良が死去した弘治三年(一五五七)ころから代わって拔擢され、おもに毛利氏の北方の敵である尼子氏対策を受けもつ。石見国邑智郡口羽村(羽須美村)に本拠を置いて口羽氏を称し、江の川の要衝都賀にも所領を得ている、元龜三年(一五七二)に毛利氏掟が出されたときは、吉川元春・小早川



隆景・福原貞俊とともに四人衆と呼ばれ、当主輝元を輔けた毛利氏最高の幹部の一人であった。天正十年（一五八二）に死去するまで、毛利氏の中樞政策に参画するとともに吉川元春を輔け、毛利氏の山陰地方の軍事統率に当たっている。かれの次男春良も毛利氏重臣の一人として活躍する（「関閑録」三二）。

益田藤兼は、数代続いた陶氏との関係——父尹兼は兼宗と陶氏女との間に出来た子であり、曾祖父貞兼の姉または妹が陶弘護に嫁いでいる——を、弘治元年安芸厳島で陶晴賢が毛利元就に敗れて自刃した翌年には絶つて、毛利氏に属している（『元就記』『雲州軍紀』などによる）。

吉川家本は元春が尼子攻めの戦場で、永祿六年（一五六三）閏十二月から八年八月にかけて自身で書写したものである。この吉川家と口羽通良本との関係については、口羽通良本も藤兼本も現存しないので、吉川家本を口羽通良が写したのか、それとも口羽本を元春が写したのか（とすれば吉川家本と藤兼本とは兄弟関係の写本ということになる）確たることは言い難いが、流布本系本文を有する兼治本巻一が存在や、右に記した狂歌の小さな異同等を考えると、前者の可能性が濃いと推測される。

〔注〕

- (1) 卷三「笠置破事」の、生捕られた人々の名前は諸本間に異同がある。澄俊の名は西源院本、今川家本等には書かれず、相承院本あたりから書き入れられている。印本（古活字本）にはもちろん入っていない。日置本にはない。
- (2) 塩治判官が富士名判官を取籠めたとするのは流布本系の持つ異文である。日置本にはなく、枕舜本には見える。孤白軒は流布本系の写本を複数見ていたものか。
- (3) 白旗のこと、日置本になし。南都本の類、相承院本には見える。神田本、西源院本などにはない。
- (4) 「稲村崎成干潟事」に出る嶋津四郎。神田本、西源院本、日置本、印本は嶋津四郎とするが、今川家本、北条家本、相承院

本、南都本の類などは曾我與太郎時久とする。京大本は「しまつ四らさゑものせうときひさ」と折衷的。

(5) 参考本に、金勝院本のみをあげる。吉川家本は卷四十の卷末に載せ、北畠文庫本は關卷卷二十二に奏状などと共に載せている。

(6) 天正本系読本あるいは流布本系諸本をさすか。

(7) 「太平記の形成と玄恵法印」〔国語と国文学54―5、昭52・5、『太平記の研究』所収〕

(8) 「太平記欠巻考」〔国文11、昭34・7〕

(8) 「吉川家本太平記について」〔中京国文学5、昭61・3〕

(10) 瀬川秀雄『吉川元春』〔昭19、富山房刊〕、『戦国大名家臣団事典 西国篇』〔昭56、新人物往来社刊〕、『姓氏家系大辞典』など参照。

#### 〔附記〕

一 誠堂書店酒井健彦氏から益田兼治書写本を調査する機会を与えていただいた。また、口羽通良や益田藤兼・同兼治に関して、長坂成行氏の御教示を受けた。両氏に厚く御礼申しあげる。